

令和4年4月

保護者の皆様へ

十坂こども園

## 保育料・給食費徴収についてのお願い

十坂こども園は幼保連携型認定こども園として園運営を行っております。認定こども園は、保護者との直接契約となる為、保育料は酒田市で決定いたしますが、保育料の集金は十坂こども園で行います。保育料・給食費（3歳以上児：副食費・主食費・食育推進費）・※保育・教育活動充実費の徴収について、下記のようになりますのでよろしくお願い致します。

※保育・教育活動充実費については別紙にてお願いさせていただいております。

### 記

1. 保育料・給食費・保育・教育活動充実費の引き落とし手数料（55円）は十坂こども園で負担いたします。
2. 毎月15日の引き落としとなります。前日まで口座にご入金をお願いします。
3. 引き落とし不能の場合は、現金集金となります。その場合、ご連絡差し上げます。  
尚、引き落とし不能の場合でも手数料が発生する為、事務手数料（100円）を上乗せした保育料を、直接事務室までお持ち下さい。
4. 酒田市の保育料決定が4月中旬のため手続きに時間を要します。4月分の保育料・給食費・保育・教育活動充実費については、5月分保育料と一緒に引き落としとなります。（5月は4・5月の二か月分の保育料・給食費引き落としとなります。）

\*以上、ご不明な点などありましたら、事務室までご連絡いただきますようお願いいたします。

令和4年4月

保護者の皆様へ

十坂こども園

## 保育・教育活動充実費集金についてのお願い

保護者会費集金は保護者会会計さんより、上半期・下半期それぞれ3,000円を集金していただいております。(月額500円×12か月＝年額6,000円)

昨年度から「十坂こども園 親の会」発足と同時に、事務局は十坂こども園になりました。その為、保護者会費の名称を変更し、「保育・教育活動充実費」として、保育料・副食費・主食費・食育推進費に月額500円を上乗せして、口座より引き落としさせていただきます。

### 保育・教育活動充実費は・・・

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金
- ・親の会活動保険・赤い羽根共同募金
- ・行事費(夏祭り・運動会・クリスマスのプレゼント代など)
- ・親の会活動費(奉仕作業・会議費など)
- ・絵本バッグ・おたより袋・クレヨン・帽子・IDカードケースなどの個人用品
- ・親子レクリエーションの費用など

以上のような項目での費用として集金いたします。  
ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

～保育料・副食費・主食費・食育推進費の集金がなく、毎月の引き落としがないお子さんについて～

これまでと同様に、上半期・下半期に分けて3,000円ずつ集金させていただきます。  
5月と10月に、園から集金袋をお渡しします。どうぞよろしくお願いいたします。